

第 1 章

外国為替取引と 外国為替業務

外国為替取引とは何か、外国為替業務の対象とされる業務にはどのようなものがあるか、また外国為替手段にはどのような種類があり、どのような法的性格・機能等をもっているか。ここでは、外国為替の基本知識を復習・整理し、次のステップへの土台を構築する。

1 為替の仕組み

Guide

外国為替の「為替」とはどのような仕組みをいうのか。内国為替と外国為替はどのような点で違うのか。外国為替の種類には、どのようなものがあるのか。外為業務は外為取引だけが対象か。

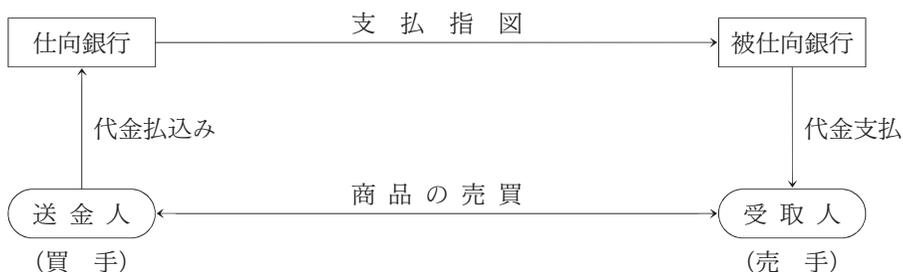
1 為替の仕組み

為替とは、「隔地者間の金銭上の債権債務を、直接現金を輸送することなく、銀行を仲介者として決済する方法またはその仕組みをいう」と定義される。決済される債権債務が同一国内に存在し自国通貨で行われるのであれば「内国為替」、国際間にまたがる場合または同一国内でも外国通貨（との交換）で行われるのであれば「外国為替」という。

為替の基本的仕組みは、内国為替も外国為替も異なるところはない。例えば、北海道の業者が東京の業者に商品を買った場合、東京の業者は北海道の業者に商品代金を現金で送るとなると、輸送費用、保険料等のコストがかかるほか、日数的にも一兩日を要することになる。そこで、東京の業者は取引銀行に行って代金の送金を依頼する。東京の取引銀行は北海道の業者の取引銀行宛に支払指図を発電し、北海道の取引銀行は支払指図に基づいて北海道の業者に代金を支払う。東京の仕向銀行と北海道の被仕向銀行との間の資金決済は、全銀データ通信システムによって集中決済される。これが内国為替の基本的仕組みである。

外国為替の場合は、これが国際間にまたがって行われる。内国為替の場合の北海道の業者をアメリカの業者に置き換え、決済通貨も米ドルにすれば、外国為替となる。ただ、仕向・被仕向銀行間の資金決済は、第3章で述べるようにコルレス契約に基づいて個別に決済される点が内国為替と異なる。

●図表 1-1 為替の仕組み



2 外国為替の特色

内国為替と外国為替は、「為替」という点では共通点をもっているが、外国為替が国際間または異種通貨間の取引であるという点から、次のような特色をもっている。

① 外国為替相場の存在

内国為替は、自国通貨である円だけの取引であるが、外国為替の場合は外国通貨での取引が多く、円と外貨との交換比率である外国為替相場が問題となる。

② コルレス契約による個別決済

先にも述べたように、内国為替の場合は、銀行間の為替資金の決済は、全銀データ通信システムによって集中決済されるが、外国為替の場合は、コルレス契約に基づいて個別に決済される。

③ 外為法による規制

1998年4月施行の改正外為法によって、これまで規制されていた対外取引が大幅に自由化されたが、それでもなお、種々の規制が残されていることに注意する必要がある。

3 外国為替の種類

外国為替は、種々の観点から区分されるが、その主要な種類は次のとおりである。

① 売為替と買為替

銀行等の外国為替の取扱高は、主としてその売買取引高で表示される。ここでいう「売為替」、「買為替」の区分は、銀行を主体とするもので、銀行が顧客から外貨（外国為替）を買って（円）対価を支払うのが「買為替」であり、逆に銀行が顧客に外貨（外国為替）を売って（円）対価を受け取るのが「売為替」である。

② 並為替と逆為替

為替の基本的仕組みで説明した送金為替を「並為替」という（前掲図表1-1）。並為替は、送金為替ともいわれるように、債務者（買手）から債権者（売手）へ送金するものであるが、為替には債権者が債務者から代金を取り立てる「逆為替」もある。逆為替の手段としては、為替手形が使われることが多く、逆為替は、取立為替ともいわれる。

③ 仕向為替と被仕向為替

外国為替取引にはスタート地点とゴール地点とがあり、外国為替取引をスタート地点からみたものを「仕向為替」、ゴール地点からみたものを「被仕向為替」という。

④ その他の区分

以上のほか、為替取引の実行時点により直物為替と先物為替、決済通貨により円為替と外貨為替、船積書類付帯の有無によりドキュメンタリー為替とクリーン為替に区分される。

4 外国為替取引と外国為替業務

以上述べてきた「外国為替」または「外国為替取引」は、これから学ぶ「外国為替業務」のほんの一面にすぎない。

外国為替業務は、送金とか取立といった内国為替業務と同様の業務のほか、預金・融資・渉外等の銀行業務全般を網羅する総合業務といえることができる。なかでも、輸出為替の買取，輸入信用状の発行，輸入 L/G・T/R，輸入ユーザンスの供与，スタンドバイ信用状の発行等，与信業務の占めるウエイトがきわめて高いことに特徴がある。さらに，最近では，スワップ，先物（フューチャーズ），オプションなどのデリバティブ（金融派生商品）取引も多くなり，国内銀行業務の単純な応用というだけでは解決できない業務も増加している。

●図表 1-2 国内業務と外国為替業務との対比

	国内業務	外国為替業務
与信業務	商業手形の割引	輸出手形の買取，（輸入ハネ手形の割引）
	手形貸付，証書貸付，当座貸越	輸入ユーザンス，外貨インパクト・ローン，ユーロ円貸付，現地貸付，シンジケート・ローン，（輸出前貸手形貸付），（輸入ハネ返り手形貸付），（輸出当座貸越）
	保証	輸入信用状の発行，輸入荷物引取保証，スタンドバイ信用状の発行，入札・契約履行・前受金返還保証，現地借入保証状の発行，外債発行保証
	その他	為替予約，オプション取引の銀行の買い
受信業務その他	出納	外貨両替業務（外国通貨・旅行小切手の売買）
	預金	外貨預金，非居住者円預金，JOM 預金，海外 CD 発行
	内国為替	仕向・被仕向送金，仕向・被仕向取立
	代理事務	外債発行に伴う代理人業務
	渉外業務	（外為渉外業務）

(注) ()内は外国為替関連国内業務



実務のポイント

- 為替とは、隔地者間の金銭上の債権・債務を、直接現金を輸送することなく、銀行を仲介者として決済する方法または仕組みをいう。
- 外国為替は、①外国為替相場の存在、②個別決済、③外為法による規制、の3点で内国為替と異なる。
- 外国為替には、売為替と買為替、並為替と逆為替、仕向為替と被仕向為替、などの種類がある。
- 外国為替業務は、外国為替取引のみを取り扱うものではなく、与信業務を主体とした総合業務である。

2 外国為替手段

Guide

外国為替取引を実際に行う場合には、為替手形、小切手のような支払手段が利用され、また、貿易取引には信用状や荷為替手形が決済手段として使われる。これらの手段の機能・法的性格は？

1 外国為替手段とは

外国為替取引を実際に行う場合には、為替手形・小切手のような有価証券が使われる。また、外為法では、「支払手段」とは、銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手、為替手形、郵便為替、信用状、電子マネーその他政令で定めるもの（約束手形—外為令2条）としている（外為法6条7号）。

そして、「対外支払手段」とは、外国通貨その他通貨の単位のいかんにかかわらず、外国通貨をもって表示され、または外国において支払のために使用することのできる支払手段（本邦通貨を除く）をいう（同条8号）。

このように、抽象的な外国為替手段という概念は、具体的には上述の「対外支払手段」から、通貨（現金）を除くものといえることができる。

外国為替手段には多種多様なものがあるが、ここではそのなかで代表的な為替手形、小切手、信用状、船積書類について概説することにする。なお、詳細については、本テキスト以下、各分冊で述べることにする。

2 為替手形(Bill of Exchange, Draft)

為替手形は、手形の振出人が名宛人（支払人）に対して、受取人またはその正当な所持人（被裏書人）に対し、一定の期日（満期日）に、一定の金額（手形金額）の支払を委託する形式の有価証券をいう。

振出人自身が支払を約束する約束手形と、支払を第三者に委託する為替手形とは、この点において基本的に異なる。

為替手形の振出人は、約束手形の振出人と異なり、本来支払をなすべき主債務者ではなく、振出人が指定した支払人が支払または引受を拒絶したときに支払人に代わって償還義務を負担するにすぎないが、支払人が手形の引受をするまでは、手形上の債務者は償還義務を負う振出人のみであることに注意しなければならない。

① 外国為替手形と手形法

わが国の手形法には、外国為替手形についての定義はないが、英米法では、手形の振出地と支払地が国を異にするものを外国為替手形、振出地と支払地がともに自国内にあるものを内国為替手形と定義し区分している。

① ジュネーブ統一法と英米法

第一次大戦後、手形法および小切手法を国際的に統一する機運が高まり、1930年にスイスのジュネーブにおいて「為替手形・約束手形および小切手に関する法律統一のための国際会議」が開催され、同年に手形法統一条約が、翌1931年には小切手法統一条約が成立した。わが国をはじめ大陸法系諸国は、これを採択し、国内法を整備したが、イギリスやアメリカなどの英米法系諸国はジュネーブ統一条約を採択しておらず、現在、手形・小切手に関する法は**ジュネーブ統一法と英米法**とに二分されている。

ジュネーブ統一法と英米法の最大の相違点は「手形・小切手等の指図式証券について、偽造・変造があった場合、ジュネーブ統一法のもとでは、偽造・変造の事実を知らずに手形・小切手を入手した所持人の善意取得は認められ、支払人の免責も認められるが、英米法のもとでは、たとえ善意無過失の所持人・支払人であっても、いったん支払われた後に偽造・変造の事実が発見されたときは、当該手形・小切手は無効とされ、善意取得も支払人の免責も認められない」という点にある。

わが国では、手形・小切手の裏書が形式的に連続している限り、たとえそのなかに偽造裏書が介在していたとしても、いったん支払われた後に支払が取り消されることはない。これに対して、英米法のもとでは、取立に出した手形・小切手が支払われ、取立代り金が入金になった後でも、**偽造・変造を理由に入**

金が取り消されることがあるので注意が必要である。

② 外国為替手形の準拠法

外国為替手形の手形当事者は、当然のことながら2国以上にまたがっている。この場合、手形の振出・裏書・保証・引受・支払などの手形行為の準拠法はこの国の手形法となるか、という問題がある。これについては、各国とも、それぞれの手形行為が行われる行為地の法律によることになっている。たとえば、日本で振り出され、イギリスで引き受けられ、カナダで裏書され、アメリカで支払われる為替手形については、振出はわが国の手形法、引受は英法、裏書はカナダ法、支払は米法が適用される。手形行為の一連の流れのなかで、ある手形行為が有効でない場合でも、それに続く手形行為地の法律によってその手形行為が有効とされる場合には、その後の手形行為は有効とされる。したがって、外国において振り出された手形および外国へ取立に出した手形で、外国で裏書、引受、支払等が行われるものは、当該国の手形法により当該手形行為が有効か無効かが決められることになるので、注意する必要がある。

2 為替手形の記載事項

わが国で振り出される為替手形は、わが国の手形法に定める一定の要件を具備する必要がある。手形の記載事項には、それを記載しなければ手形の効力が発生しない必要的記載事項、記載しなくても手形の効力はなくなる任意の記載事項(これには有益的記載事項と無益的記載事項とがある)、さらに記載することによって手形そのものを無効にする有害的記載事項がある。

① 必要的記載事項(手形法1条)

① 為替手形であることを示す文字 Bill of Exchange

② 一定の金額を支払うべき単純な委託文句 “US\$10,000.00 or Japanese Yen¥1,000,000.—”のような選択式は認められない。通常、金額は文字と数字の両方で記載されるが、文字と数字に差異があれば、文字で記載された手形金額が正しい手形金額とされる。ただし、実務上は正しい手形と差し換えてもらうようにすべきである。また、外貨表示については、正確に記入する必要がある。例えばドルといっても、US\$ (アメリカ・ドル)、HK\$ (香港ドル)、Aust.\$ (オーストラリア・ドル)、Can.\$ (カナダ・ドル) など多種類あるので、正しい通貨名で表示すべ

〈資料1〉 英文為替手形の例（信用状に基づかないもの）

No. 0123 手形番号	BILL OF EXCHANGE ① 為替手形であることを示す文字	Tokyo, July 1, 20×× ① 振出地 振出日
For US\$ 10,000.00 Ⓣ 通貨種類・手形金額	At sight of this FIRST Bill of Exchange Ⓣ 満期の表示	
(Second of the same tenor and date being unpaid) pay to the Keizai Bank Ltd. or 破棄文言 Ⓣ 支払委託文句・Ⓣ 受取人		
order the sum of U. S. Dollars Ten Thousand only. Ⓣ 文字による手形金額		
Value received and charge the same to account of 対価文句		
To AMERICAN Corp. 100 Broadway New York, N. Y. Ⓣ 手形名宛人（支払人）・Ⓣ 支払地	Japan Co. Ltd —SIGNED— Ⓣ 振出人 president	

きである。

単純な支払委託とは、「3日前通知払」とか「荷物を受け取ったとき」などの条件や制限をつけない支払委託であり、通常、“Pay to(受取人)”の形で表示される。

- Ⓣ 支払人の名称 (Drawee) 英文為替手形では、通常、最下段にある “To” 以下に記載される手形の名宛人のことである。
- Ⓣ 満期の表示 (33条) わが国の手形法では、下記の4種類以外の満期の表示のある手形は無効とされる。

- ・一覽払 (at sight)
- ・一覽後定期払 (at ×× days after sight)
- ・日付後定期払 (at ×× days after the date)

振出日から何日後という意味で、“at ×× days after B/L date”は次の確定日払とされる。

- ・確定日払 (on March 21, 20××)

わが国で流通している手形の大半は、確定日払であるが、外国為替手形の場合は、確定日払が少なく、一覽払または一覽後定期払がほとんどである。

㊦ 支払地 手形が支払われるべき地を意味し、最小独立行政区画で表示される（ただし、英文為替手形では特別区制を敷いている大都市の場合でも、都市名だけで十分とする慣習がある）。外国為替手形では、通常、支払人欄に付記された地が支払地とみなされる（手形法2条3項）。

㊧ 受取人 (Payee) の名称 受取人の指定方式としては、わが国の手形法では次の2種類の方式が認められている。

①記名式……pay to A

②指図式……pay to A or order, pay to order of A

英米法では、このほか、“pay to bearer”（持参人払式）や、“pay to A or bearer”（選択持参人払式）のような方式を認めている。記名式の手形については、わが国および英国法は、指図禁止、裏書禁止、譲渡禁止などの文言がない限り、裏書による譲渡は可能として、被裏書人の善意取得を認めているが、米国法では偽造裏書等が発見された場合、被裏書人の善意取得を認めていない。

㊨ 振出日および振出地

㊩ 振出人 (Drawer) の署名、

以上〈資料1〉参照。

② 有益の記載事項

手形に記載することによって手形上の効力を生ずるものをいう。

① 無担保文句 (Without Recourse Clause) (15条) 手形が引受・支払拒絶されても、振出人等の償還義務が免除されるもの。わが国の手形法9条では、振出人は原則として引受および支払について担保責任を有するが、「無担保 (Without Recourse)」の旨記載することによって、引受無担保とすることはできるが、支払無担保については記載がなされても無効とされている。なお、英米法のもとでは支払無担保も認められることに留意したい。

また、裏書人は反対の文言（無担保文言）のない限り手形の引受および支払を担保する（手形法15条1項）が、無担保の旨の記載をすれば、支払を含めて遡求による自己の担保責任を免れることができる。

㊪ 利息文句 (5条) わが国の手形法では、一覧払または一覧後定期払の手形についてのみ、手形面に利息の約定を記載することを認めているが、英米法のもとでは日付後定期払、確定日払を含め広く利付手形

(Interest Bill) を認めている。

㊦ 外国通貨の換算率 (41 条 2 項) 外貨建手形の自国通貨 (円貨) への換算率は、満期日または支払日の直物相場によることが原則であるが、振出人が“at current rate of the date of payment” (支払日の直物相場) のように指定したときは、それに従う。

㊧ 拒絶証書不要文句 (46 条 1 項) 手形所持人に対して拒絶証書の作成を免除する場合は、“Protest Waived”, “Waiving Protest”などの文言を記載する。

なお、取立統一規則では、手形面でなく取立指図(Collection Instruction)にその旨記載されていればよいとされており、取立指図に拒絶証書作成に関する明確な指図がないときは、取立に関与する銀行は拒絶証書を作成する義務はないとされている (取立統一規則 URC 522 第 24 条)。

③ 無益的記載事項

手形に記載しても法律上なんらの効力も発生しないが、手形を無効とすることなく、**当事者間の特約としての効力**をもつものをいう。

㊨ 書類引渡条件 荷為替手形の場合の船積書類引渡条件である D/P (Documents against Payment, 支払渡条件) あるいは D/A (Documents against Acceptance, 引受渡条件) を記載するもので、これがあっても手形を無効とすることにはならない。なお、取立統一規則では、手形上ではなく取立指図に D/P または D/A のいずれかにより商業書類 (船積書類) が支払人に引渡されることになっているかを明示すべきであり、このような明示がないときは支払と引換えにのみ引渡される (取立統一規則 7 条 b 項) ことになっている。

㊩ 信用状関係文句 “Drawn under X Bank Y Branch, Credit No. 12345 dated July 10, 20XX” など信用状に基づいて振り出されたことを示すもの。

㊪ 対価受領文句 “Value received and charge the same to account of ……” (対価受領済につき、同額を 殿に請求願います) の文言がこれにあたる。

㊫ 破棄文言 英文為替手形は、通常、2 通一組の組手形 (Set Bill) で発行される。第 1 券 (FIRST) と第 2 券 (SECOND) は、同一金額、同

一振出日、同一期限で発行されるが、そのうちのいずれかにより支払われた場合には他の手形は無効となり破棄される旨の文言である。〈資料 1〉の“this FIRST Bill of Exchange (Second of the same tenor and date being unpaid)”がこれにあたる。

④ 有害的記載事項

手形そのものを無効にする記載事項である。

- ① 法定満期以外の満期の表示 先に必要的記載事項のところで述べた 4 種類以外の満期の表示、例えば“at 120 days after arrival of goods” (荷物到着後 120 日目)などの満期の表示は、わが国の手形法では手形そのものを無効にすることになる (手形法 33 条 2 項)。しかし、輸出手形保険では、このような満期の表示を認めており、中南米諸国などでもこのような満期の表示を認めているので、実務対応としては、満期の表示を“at 120 days after sight”とし、取立指図または手形面余白にその旨記載するのがベターと考える。
- ② 分割払 為替手形における分割払の委託は手形そのものを無効とする (手形法 33 条 2 項)。
- ③ その他 必要的記載事項のところでも述べたように、手形の支払に条件をつけたり、支払方法を限定するような文言、あるいは金額の一定性を害する文言の記載は、手形要件を破壊するものとして有害的記載事項とされる。

③ 為替手形の流通形式

① 裏書 (Endorsement, Indorsement)

為替手形は、手形の受取人 (Payee) が裏書人 (Endorser) となって、その権利を裏書をすることによって他の者 (被裏書人—Endorsee) に譲渡することができる「法律上当然の指図証券」である。被裏書人は第二の裏書人となって他の被裏書人に裏書をすることによってその権利を譲渡でき、さらにその被裏書人も他の被裏書人へと権利譲渡できることになるので、手形は転々と流通することになる。裏書人は、被裏書人およびそれに続く被裏書人全員に対して引受および支払を担保するため、支払人が引受・支払拒絶の場合は、遡求により支払義務を負うことになる。

裏書の方式には、**記名式**、**白地式**の2種類があり、裏書人が手形上の権利を行使するため、被裏書人にその権利を譲渡することなく行う「**取立委任裏書**」、引受・支払の担保責任を免れるために行う「**無担保裏書**」が特殊目的の裏書方式として存在する。

- (1) 記名式裏書……裏書人が裏書文句と被裏書人の名称を記載するもので、正式裏書ともいわれる。

Pay to the order of 被裏書人名
(signed) 裏書人署名

裏書人が手形の正当な所持人でない場合、すなわち偽造裏書をした場合には、英米法ではその後の取得者は手形の善意取得を認められず、また支払は無効となることはすでに述べたとおりである。

- (2) 白地式裏書 (Blank Endorsement) ……被裏書人を指定せずに、また場合によっては裏書文句も省略して、裏書人が自らの署名のみを行う裏書方式である。

(Pay to the order of 白地)
(signed) 裏書人署名

- (3) 取立委任裏書 (Endorsement for Collection) ……裏書人が、手形上の権利を行使するため、被裏書人に手形上の権利を譲渡することなく、取立を委任する裏書方式である。

Pay to the order of 委任者名
for collection
(signed) 裏書人署名

- (4) 無担保裏書 (Qualified Endorsement) ……為替手形の裏書人が「無担保 (Without Recourse)」という文言を付記することによって、手形の引受・支払の担保責任を免れる裏書方式である (手形法 15 条 1 項)。裏書人は、振出人の場合と異なり、この無担保文言を付記することによって、手形の引受および支払の双方について担保責任を免れることができる。

② 引 受 (Acceptance)

手形の支払人は手形面に引受の署名をすることにより、手形金額についての引受義務を負担することになる。

引受は手形面（英文為替手形では通常、裏面）の余白に次のように記入することにより行う。

Accepted on July 10, 20××（引受年月日）
 to mature on Nov. 10, 20××（満期日）
 payable at the D Bank, Osaka（支払場所）
 (signed) 引受・支払人署名

この引受という手形行為により、引受人（Acceptor）が手形の主債務者となり、満期日に手形金額の支払をする確定的な義務を負うことになる。

③ 支払（Payment）

確定日払、日付後定期払または一覽後定期払の為替手形の所持人は、満期日またはこれに次ぐ2取引（営業）日内に支払のため為替手形を呈示しなければならない（手形法38条1項）とされている。しかし、実務上は、満期日の相当前に、手形の所持人が取立もしくは割引依頼のため取引銀行に当該手形を持ち込み、取引銀行が支払地の銀行に取立を委任し、満期日に手形交換所または行内交換等により呈示されるのが実態である。なお、外国為替手形の場合は、支払国の法律または商慣習により、満期日に次ぐ1～5日の支払猶予期間（おんけいび恩恵日 days of grace）が認められている場合があるので注意を要する。

④ 為替手形の機能

為替手形には次のような機能がある。

① 取立手段

為替手形は、債権者が債務者を支払人として振り出し、銀行経由で債務者から代金を取り立てる**逆為替**の典型的手段である。貿易取引においては、輸出者が船積書類を添付した荷為替手形を振り出し、輸入者から輸出貨物代金を取り立てるのに利用されている。

② 信用手段

貿易取引で用いられる荷為替手形は、輸出の**船積後金融**の典型的手段として利用されている。すなわち、輸出者が荷為替手形を振り出し、これを取引銀行に持ち込み買取依頼を行い、取引銀行が買取に応じた場合、輸出者は取立代り金の入金前に取引銀行の信用供与により資金を入手することができる。銀行としても、輸出貨物を化体する船荷証券等の船積書類が付帯した荷為替手形であ

れば、手形の場合と比べて信用供与に応じやすい。さらに、これに信用状が付加されれば、信用手段としてはより強固なものになる。

③ 送金手段

以前は、送金手段として、仕向銀行を振出人として被仕向銀行を支払人とする一覽払為替手形 (Demand Draft) が利用されていたが、現在では印紙税の問題もあり、送金小切手が利用され、英文名称のみが残っている。

3 小切手 (Cheque, Check)

小切手は、振出人が取引銀行 (支払人) に一定金額の支払を委託する一覽払の有価証券である。為替手形と同じ支払委託証券であるが、小切手の場合は、支払人が銀行でなければならないこと (小切手法3条)、引受が禁止されていること (同4条)、および常に一覽払であること (同28条) が、為替手形との法律的相違点といえる。

英米法では、為替手形のうち銀行を支払人とする一覽払のものを特に小切手と定義している。したがって、偽造裏書等があった場合の英米法の取扱いについては、わが国の手形・小切手法と異なり、為替手形のところで述べたように、

〈資料2〉 英文小切手の例

THE Y BANK CO., LTD.	
	Tokyo, July 10, 20××
	振出地・振出日
US\$ 10,000.00	
小切手金額 (算用数字)	
Pay against this check to the order of	
支払委託文句・小切手であることを示す文字	
(受取人)	
Say Ten Thousand Dollars in U. S. Currency	
小切手金額 (文字による複記)	
To The Y BANK Co., LTD.	The N Co., Ltd.
New York	Tokyo
100 Broadway New York, N. Y.	(signed)
支払人・住所	Authorized Signature
	振出地・振出人署名

当該小切手は無効とされ、手形所持人の善意取得および支払人（支払銀行）の免責は認められない。

① 先日付小切手（Postdated Check）

現実の振出日付より後（将来）の日を、振出日として記載した小切手を「先日付小切手」というが、わが国の小切手法では、小切手の一覽払性により、振出日付より前に呈示された場合でも支払銀行は支払うべきことになっている（小切手法 28 条 2 項）。しかし、英米法では、支払銀行は振出日より前に呈示された先日付小切手の支払を拒絶すべきことになっている。

② 線引小切手

わが国の小切手法は、線引小切手制度を設け、盗難・紛失等に際しての不正使用防止を図っている。英法も同様であるが、米法では線引小切手の制度を認めていない。

③ 小切手の機能

① 支払手段

為替手形が信用手段として利用されることが多いのに対し、小切手は、その一覽払性のために、現金に代わる支払手段として利用されることが多い。特に、cashless 社会といわれる欧米諸国では、日本に比べて check または cheque といわれる小切手が支払手段として利用されることが多い。

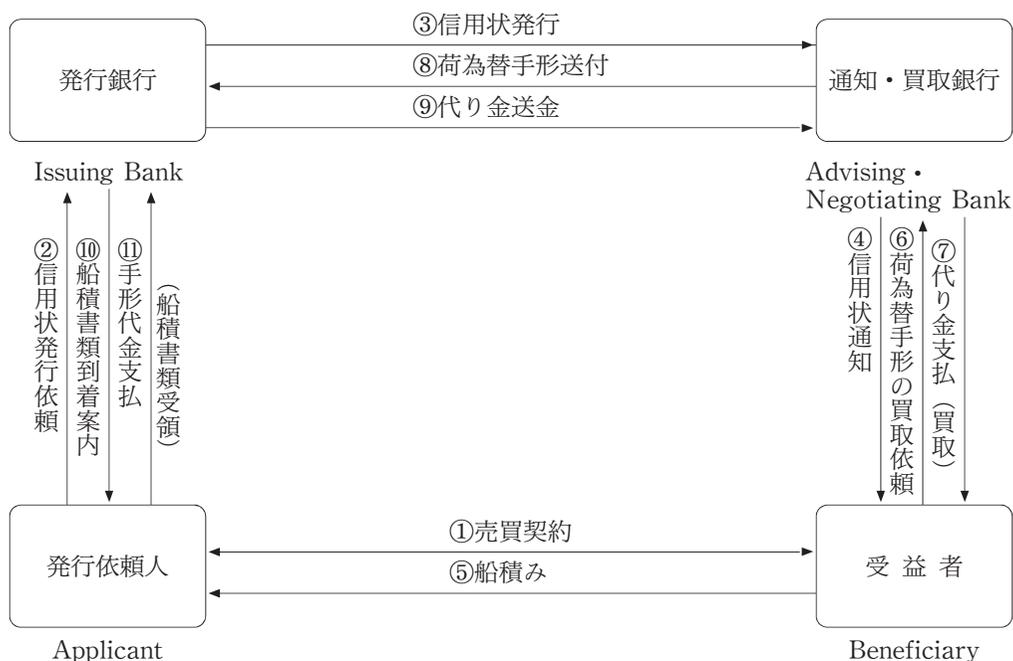
② 送金手段

送金の一種類である送金小切手（Demand Draft, D/D）は、銀行が送金依頼人の依頼に応じて、自行の本支店あるいはコルレス銀行を支払人とする小切手を振り出し、送金依頼人に交付し、それを送金依頼人が受取人に送付するものであるが、本来、その名称どおり一覽払為替手形（Demand Draft）であったものが、印紙税等の関係から、小切手の形をとるようになったと考えられる。

4 信用状（Letter of Credit, L/C）

信用状は、その沿革からみると、貿易取引の決済を円滑にするために考案さ

●図表 1-3 信用状付荷為替手形の仕組み



れた支払手段とすることができる。

すなわち、国際貿易取引において、売手である輸出者は、買手である輸入者の信用状態を、国内の商品販売先ほどの確に把握することはむずかしい。また、輸入者の信用力が十分な場合でも、相手の国の法律・慣習が異なるためにトラブルとなることも少なくない。さらに、相手国の政変、戦乱等により商品代金が支払われなくなる危険性もある。この場合、もし、輸入者の代わりに、信用確実な、しかも公平な第三者の立場にある銀行が、一定の条件のもとに振り出された手形および船積書類の呈示と引換えに支払を確約するならば、輸出者の不安は大幅に軽減されることになる。

さらに、信用状を利用することにより、輸出者は、手形と船積書類を取引銀行に呈示して、輸入者の代金支払前に、代金を入手することができるという金融の利便を得られる。輸入者も取引銀行である信用状発行銀行から輸入ユーザー等々の金融の利便を受けることができる。

このように、信用状は国際貿易取引における決済上の危険を回避し、かつ金融の便宜を与えるという**経済的機能**をもっているため、非常に古い歴史をもつものであるが、近代的な意味での信用状は、19世紀中頃より国際貿易の進展に

伴って、急速な普及をみせ、現在では貿易決済上なくてはならぬ手段となっているとともに、貿易外取引においてもスタンバイ信用状などの各種の信用状が利用されるようになってきている。なお、信用状取引のルールについては国際商業会議所制定の「信用状統一規則（Uniform Customs and Practice for Documentary Credits：略称 UCP）」があります。1933年の制定以来、改訂が重ねられ、2007年7月より UCP 600 とよばれる統一規則が適用される予定です。

① 信用状付荷為替手形の仕組み

ここでは、信用状の典型的取引である信用状付荷為替手形を例にとり、その仕組みを概説することにする。

- (1) 国際間の貿易取引において、通常、売手と買手の間で、オファー（売注文）、ビッド（買注文）、カウンター・オファー（どのような条件であれば買う、売る）などのやりとりがあつて、売買契約が成立する。
- (2) 売買契約において代金決済条件が信用状（L/C at sight）となったため、買手である**発行依頼人**（Applicant）は、取引銀行（**発行銀行**：Issuing Bank）に信用状の発行を依頼する。
- (3) 発行銀行は、発行依頼人の信用状態等を審査し、問題がなければ信用状を発行し、その旨を売手の取引銀行である**通知銀行**（Advising Bank）に電信で通知する。
- (4) 通知銀行は、売手である**受益者**（Beneficiary）に電信で接受した信用状原本を交付する。
- (5) 売手（輸出者）は、信用状に基づいて商品の船積みを行い、船会社から船荷証券の発行を受ける。
- (6) 信用状の受益者である売手は、信用状条件に基づいて荷為替手形を取組み、取引銀行（**買取銀行**：Negotiating Bank）に買取依頼をする。
- (7) 買取銀行は、手形・船積書類と信用状条件の合致を点検のうえ、買取を行い、買取代り金を買取依頼人である売手に支払う。
- (8) 買取銀行は、買い取った荷為替手形を発行銀行に送付して代り金の支払を請求する（求償先は発行銀行でなく第三者銀行である**補償銀行** Reimbursing Bank の場合もある）。
- (9) 発行銀行は、送付された荷為替手形が信用状条件を充足していることを

確認し、代り金を買取銀行に送金する。

(10) 同時に買手（輸入者、信用状発行依頼人）に船積書類到着案内を送付し、代金の支払を求める。

(11) 買手は手形代金を支払い、船積書類を受領する（船積書類のなかから船荷証券を取り出し船会社に呈示し貨物を受領する）。

以上が信用状付荷為替手形の仕組みと、そこに登場する信用状の関係当事者のあらましであるが、次にこの関係当事者間の法律関係について、いま少しくわしくみてみよう。

② 当事者間の法律関係

① 売手と買手の関係

物品の売買契約の当事者である買手は自己の取引銀行から売買契約をもとに所定の信用状を発行してもらい売手に交付する義務を負い、売手はその信用状により代金の支払を受けることになる。信用状取引面からみると、買手は発行依頼人となり、売手は受益者となるが、後で述べるように信用状取引の独立抽象性から、信用状がたとえ売買契約に基づいて発行されたものでも、売買契約とは別個の取引とされ、信用状の主債務者は、買手でなく発行銀行自身であることに留意しなければならない。

② 買手と発行銀行の関係

発行銀行は、買手である発行依頼人の依頼により信用状を発行するが、この行為は発行依頼人が委任者となり発行銀行が受任者となる委任契約の性質をもつものといわれる。しかし、発行銀行は対外的に信用状の主債務者となることから、発行依頼人に対する信用の供与、つまり与信という側面がより強く、そのためわが国の銀行では、信用状取引開始にあたり、発行依頼人から、全国銀行協会連合会が制定した「信用状取引約定書」の提出を受けることにしている。

③ 発行銀行と通知銀行との関係

発行銀行と通知銀行との関係は、コルレス契約に基づく委任関係にある。通知銀行は、通知することを選んだ場合には信用状が外観上正規に発行されたものであることおよび受信した内容を正しく通知していることを受益者に通知しなくてはならない（信用状統一規則9条a，b項）。

④ 発行銀行と指定銀行の関係

信用状は、使用可能な銀行（「指定銀行」）を記載するか、どの銀行でも使用可能であることを記載しなければならない。指定銀行で使用可能な信用状は、発行銀行においても使用可能である（信用状統一規則 6 条 a 項）。しかし、指定銀行が確認銀行でない限り、発行銀行による指定は、当該指定銀行の買取等の確約を意味するものではない（信用状統一規則 12 条 a 項）。指定銀行が買取等を拒絶した場合は、信用状条件に一致した書類が呈示されていることを前提に、発行銀行が受益者に対する支払義務を履行することになる（信用状統一規則 7 条 a 項）。

⑤ 発行銀行と確認銀行の関係

確認銀行は、発行銀行の授権または依頼に基づいて取消不能信用状に確認を加えることになるが、この点だけをみれば、委任関係にあるということができるとは限らない。しかし、信用状に確認を加えた確認銀行は、発行銀行の支払確約と並列的に、むしろ独立して受益者に対し支払確約を行うことになるので、確認銀行の発行銀行に対する与信行為という側面をより強くもつことになる。このため、確認銀行は信用状に確認を加えるにあたり、あらかじめコルレス契約締結時に発行銀行に対して供与することを決めた「確認のクレジット・ライン」内にあること、発行銀行の現在の信用状態に問題がないこと、発行銀行所在国のカントリー・リスクが顕在化することがないこと、などを審査し確認に応じることにしている。

⑥ 発行銀行と補償銀行の関係

発行銀行が指定銀行への補償を自身で行うことなく、自行が決済勘定を保有している第三の銀行に補償を委託することがある。この第三の銀行を「補償銀行 (Reimbursing Bank)」という。補償形式の信用状の場合、当該補償が、信用状の発行日に有効な銀行間補償に関する国際商工会議所規則 (ICC RULES FOR BANK TO BANK REIMBURSEMENTS) の適用対象になるのかを記載しなくてはならない（信用状統一規則 12 条 a 項）。当該規則については現在 URR 525 「ICC 荷為替信用状に基づく銀行間補償に関する統一規則」があるので参考にされたい。

⑦ 発行銀行と受益者の関係

信用状は、発行銀行が受益者に対して一定の条件に基づいて振り出された手

形または書類の呈示を条件とした支払の確約といえる。すなわち、発行銀行と受益者の関係は、法律的には債務者と債権者の関係にある。ただし、発行銀行の受益者に対する債務は、信用状条件を充足した書類の呈示と、信用状の金額以内の買取等に限定されたものであり、一般保証のように、発行銀行の総財産にまで及ぶものではない。

③ 法律的性質

① 信用状の主債務者は発行銀行である

信用状は、物品の買手等の発行依頼人の依頼により発行され、その支払の確約をするものであるが、一般の保証状と異なり、発行銀行の地位は、買手等の保証人ではなく、信用状の主たる債務者であることに留意しなければならない。

信用状の発行銀行の責任については、信用状統一規則7条a項に「所定の書類が指定銀行または発行銀行に呈示され、且つ条件充足呈示であることを条件としてそれぞれの場合に応じてオナー（注）しなければならない」、またb項では、「発行銀行は当該信用状の発行時点から、取消不能でオナーする義務を負う」と規定し、発行銀行が主債務者であることを明確にしている。

（注） UCP 600 では、第2条「定義」にてオナー（Honour）を次のとおりとしている。

- a. 信用状が一覧払で使用可能な場合は、一覧後に支払うこと
- b. 信用状が後日払で使用可能な場合は、後日払の確約をし、そして期日に支払うこと
- c. 信用状が引受によって使用可能な場合は、受益者によって振り出された為替手形を引き受け、期日に支払うこと

② 独立抽象性

信用状は、物品売買契約等を原因として発行されるが、その原因契約から独立した別個の取引とされる。これは、信用状を発行または買取等を行う銀行が、売買契約等の当事者でないところから帰結される当然の性質といえよう。

信用状統一規則4条a項では「信用状は、その性質上、売買契約またはその他の契約に基づいていても、そのような契約とは別個の取引である。銀行は、たとえそのような契約についてどのような参照事項（reference）が信用状に含まれていても、当該契約とはなんの関係もなく、またそれによりなんら拘束されるものではない」と規定し、信用状の独立抽象性を明確に定めている。信用

状は、この点においても付従性をもつ一般保証（民法 446～465 条）とは異なるといえよう。

③ 書類取引性

先にも述べたように、信用状の発行銀行は、売買契約等の当事者ではなく、また銀行は物品売買等には不慣れなため、契約の履行を監視・監督する立場にはない。そこで、発行銀行は、事実審査を抜きにした書類審査のみで支払等を確約することになり、信用状取引に関連する買取銀行等も、書類が信用状条件を充足するかどうかを審査すればよいことになる。このような信用状取引のもつ、書類の形式審査を中心とする書類売買取引の性質を、書類取引性という。

信用状統一規則 5 条では「銀行は書類を取扱うものであって、それらの書類が関係する物品、役務および/またはその他の行為を取扱うものではない」として、書類取引の原則を明確に定めている。

④ 信用状の種類

信用状は種々の観点から分類されるが、ここでは実務的な立場から各種の信用状について概説することにする。なお、くわしくは第 2 分冊および第 3 分冊を参照されたい。

① 取消可能信用状と取消不能信用状

かつて、信用状には発行銀行が、いつでも取消・条件変更できる取消可能信用状というものがありませんでしたが、受益者にとっては、いつ取り消され、条件変更されるかわからない、「信用のない」信用状ということで、実務的にはほとんど利用されていませんでした。こうした実情もふまえ、2007 年改訂版統一規則（UCP 600）では、「信用状は取消不能の表示がなくとも取消不能である（信用状統一規則第 3 条）」「発行銀行は、当該信用状の発行時点から、取消不能で、オナーする義務を負う（同 7 条 b 項）」と、信用状をすべて「取消不能」として扱います。

② 一覽後支払・後日支払・引受・買取信用状

使用区分による分類である。

- (1) 一覽後支払信用状（Sight Payment L/C）……いわゆる一覽払信用状のことであり、指定銀行が信用状条件を充足した書類の呈示と引換えに支払うもの、あるいは発行銀行が信用状条件を充足した書類の呈示と引

換えに支払うものである。

(2) 後日支払信用状 (Deferred Payment L/C) ……手形は、欧州諸国では印紙税 (stamp duty) が高額なため、利用されることが少ない。期限付手形に代えて、書類の呈示のみを要求し、支払は、“at 120 days after B/L date (船荷証券の発行日付後 120 日)” のような、信用状条件に従って決定される期日に行われることを定めている信用状のことである。次に述べる「引受信用状」では、手形の引受という手形行為によって支払は担保されるが、後日支払信用状の場合には、手形の引受に代わるものとして、「後日支払の債務負担行為 (deferred payment undertaking)」という概念を導入している。しかし、わが国では、後日支払という慣行が定着していないこと、外貨または非居住者自由円建の為替手形の印紙税は一律 200 円と高くないこと、指定銀行がこの債務負担行為をする場合の責任の問題等から、輸入信用状として発行することは皆無とってよく、まれに輸出信用状として接受するものの中に散見される程度である。

(3) 引受信用状 (Acceptance L/C) ……受益者に発行銀行または指定銀行宛の期限付為替手形を振り出させ、発行銀行または指定銀行がこれを引き受け、期日の支払を確約する信用状のことである。

(4) 買取信用状 (Negotiation L/C) ……最も一般的な信用状の使用形態である買取とは「受益者に資金を支払うことまたは支払うことに同意することによって、条件充足呈示に基づく為替手形 (指定銀行以外の銀行を支払人として振り出されたもの) および／または書類を、その指定銀行に対する補償の支払期限である銀行営業日の当日またはその前に、指定銀行が買うことを意味する (信用状統一規則第 2 条)」と定義されている。このことは、手形なしの書類のみの買取も「買取」に入ることを意味する。

買取信用状は、特定の銀行を買取銀行として指定している「リストラクテッド信用状 (Restricted Credit)」と、どこの銀行でも自由に行買取が可能な信用状 (Freely Negotiable Credit) とがあり、後者は「オープン信用状 (Open Credit)」ともいわれている。

以上の使用区分による信用状の区分は、ICC の信用状標準書式によれば、

“available with (指定銀行) or any bank by at sight, deferred payment, acceptance, negotiation” という文言によって表示される。

③ 確認信用状 (Confirmed L/C)

通常、信用状は発行銀行の支払確約のみの“Unconfirmed (無確認)”で発行される。しかし、発行銀行の信用について不安がある場合、または発行銀行所在国にカントリー・リスクがある場合には、発行銀行以外の銀行（通常、通知銀行）が、発行銀行の支払確約に加えて、最終的な支払を確約することがある。これを信用状の確認 (Confirmation) といい、確認を加えた銀行のことを確認銀行 (Confirming Bank) という。

確認銀行の支払確約の内容は、単に発行銀行が支払不能となった場合に、補助的に支払債務を負担するというものではなく、「確認銀行は信用状に確認を加えた時点から、取消不能で、オーナーするまたは買い取る義務を負う（信用状統一規則 8 条 b 項）」と、発行銀行と同列で債務を負担するもので、もし、確認銀行が信用状条件が充足されているとして支払等を行った場合に、後で発行銀行から、さ細なディスクレを理由に支払拒絶されても、確認銀行はそれを理由に買取依頼人に買戻請求できない、ということになる。ただし、これについては種々の異論があるので、慎重に取り扱う必要がある。

④ 譲渡可能信用状 (Transferable L/C)

信用状の原受益者（第一受益者, First Beneficiary）が、単数または複数の第二の受益者（Second Beneficiary）に、信用状の全部または一部を使用する権利を譲渡することを認める信用状を、譲渡可能信用状といい、この譲渡手続を行う銀行のことを譲渡銀行 (Transferring Bank) という。譲渡可能信用状は、対外的に信用力のある商社を第一受益者とし、輸出商品の仕入先であるメーカーを第二受益者とするものが多い。譲渡可能信用状の取扱いについては、信用状統一規則 38 条に詳細に規定されているので参考にされたい。

⑤ リボルビング信用状 (Revolving L/C)

信用状の金額が一定期間ごとに自動的に復元・更新されて使用できる信用状のことをリボルビング信用状という。売手と買手の間で同一種類の商品の継続的な取引が予想される場合に、取引のつど信用状を発行する手数と費用を節減するために発行される。

信用状の復元・更新の期間は、暦月ごとに復元・更新される “monthly revolv-

ing”が最も一般的であるが、なかにはきわめてまれであるが、使用のつど信用状金額が復元される“instant revolving”方式のものもある。また、信用状未使用残高が翌期に繰り越される累積(cumulative)型と、繰り越されない非累積(non-cumulative)型とがあるが、“non-cumulative”が一般的である。

⑥ レッドクローズ付信用状 (Red Clause L/C)

発行銀行が、その信用状の支払または買取銀行として指定した指定銀行に対して、その指定銀行が受益者への輸出前貸を許容し、その返済を保証する旨の条項(clause)が組み込まれた荷為替信用状を、レッドクローズ付信用状という。

このような条項は、現在では通常の荷為替信用状の“special instruction”欄に黒字で印字されているが、ハンドタイプをした往時には、赤字でタイプされるのが一般的であったため、レッドクローズ (Red Clause) という語が残されている。なお、レッドクローズ付信用状は、“Packing L/C”といわれることもある。

⑦ 荷為替信用状とクリーン信用状

貿易取引の決済に用いられる荷為替信用状 (Documentary L/C) は、売買契約に基づいて貨物が船積されたことを示す船荷証券などの船積書類を含む荷為替手形の呈示と引換えに、発行銀行が支払を確約するものである。すなわち、契約履行を示す書類の呈示と引換えに、発行銀行は支払等を行うものであるが、次に述べるスタンドバイ信用状のような貿易外取引の支払確約では、当該契約の不履行または不完全履行を示す書類の呈示と引換えに、発行銀行は支払を担保する責任がある。

一般に、船積書類の提供を条件とする信用状を、**荷為替信用状**または**ドキュメンタリー信用状**といい、船積書類の提供を要しない、貿易外の信用状を、**クリーン (Clean) 信用状**という。

クリーン信用状は、入札・契約履行・前受金返還・借入保証などの目的で発行されるため、債務保証状の一種と思われがちであるが、信用状統一規則に準拠する信用状である限り、発行銀行自身が主債務者であること、独立抽象性、書類取引性をもつこと、から保証状と大きく異なる。

なお、信用状統一規則の正式名称は、“The Uniform Customs and Practice for Documentary Credits”とあるように“Documentary Credits”を対象とするものであるが、この場合の“documents”は、船積書類のみを指すものではな

く、手形や受領書、債務不履行陳述書 (statement) などすべての書類 (documents) を指すものと考えられている。

⑧ スタンドバイ信用状 (Standby L/C)

貿易外取引の債務保証目的の信用状。信用状統一規則1条では「すべての荷為替信用状 (適用可能な範囲においてスタンドバイ信用状を含む) に適用される」として、一定の書類を要求するスタンドバイ信用状にも、この規則が適用される旨を明確に定めている。

スタンドバイ信用状は、前にも述べたように、保証状と異なり、独立抽象性、書類取引性をもつ発行銀行の支払確約書であることに注意しなければならない。

なお、銀行の保証状であっても、債務不履行の事実の有無の立証を要件とせず、保証状に定められた書類の呈示と引換えに保証債務の履行を請求できる請求払保証 (Demand Guarantee) というものもあり、この性格はスタンドバイ信用状と同様のものと考えられる。請求払保証の規則として、ICCは1992年、「請求払保証統一規則」(URDG, Uniform Rules for Demand Guarantees, Publication No. 458) を制定している。

5 船積書類 (Shipping Documents)

国際間の貿易取引において、売手は物品を船積後、船荷証券等の運送書類を入手し、これに商業送り状等の書類を売手振出の為替手形に添えて荷為替手形を作成する。この場合、為替手形に添えた貿易商品を表示する商業書類のことを、一般に「船積書類」と呼んでいる。船積書類の主なものは、**商業送り状**、**運送書類**、**保険書類**の3つで、3大船積書類ともいわれるが、以下、3大船積書類を中心に説明する。

① 商業送り状 (Commercial Invoice)

商業送り状は、物品の売手が買手宛に作成した、物品の**発送案内書兼請求書**である。信用状統一規則18条では、「商業送り状は、受益者により発行されたとみられ」、「発行依頼人宛に作成されたものでなければならない」、「信用状と同一の通貨で作成されなければならない」とされている。また、「商業送り状の

物品、役務または履行の記載は、信用状に現われているものと一致(correspond with)していなければならない」とされている。

商業送り状は、試算または見積のための送り状 (Proforma Invoice) と売買送り状である点で異なり、また輸入品の通関、課税のために用いられる領事送り状 (Consular Invoice)、税関送り状 (Customs Invoice) などの公用送り状とも異なる。

2 運送書類

① 船荷証券 (Bill of Lading, B/L)

船荷証券は、海上運送人 (船会社) が運送品を受け取り、運送品の海上運送を行って陸揚港で証券の所持人から B/L と引換えに運送品を引き渡すことを確約した**有価証券**である。船荷証券 (B/L) は、B/L と引換えてなければ、運送人は運送品の引渡義務を負わないという「**受戻証券性**」を有し、また権利の内容が証券の文言によって定まる「**文言証券性**」を有していることに特徴がある。

船荷証券は、運送人が船積後に発行する「**船積船荷証券 (Shipped B/L)**」と、運送人が運送品の受取後その船積前に発行する「**受取船荷証券 (Received B/L)**」とに分類される。一般に、売買契約および信用状では、船積船荷証券が要求されるが、受取船荷証券でも、その記載船舶への積込みがあり、その旨の付記 (on board notation) があった場合には、船積船荷証券とみなされる。

② 航空貨物運送状 (Air Waybill)

国際間の貿易取引において、その運送手段として航空機 (Aircraft) が使われる比率が上昇している。航空運送契約に基づいて、航空運送人 (航空会社) が運送品を受領したときに発行される証券が、航空貨物運送状 (AWB, Air Waybill) である。AWB は、荷受人の記名式で発行され、B/L のような**受戻証券性・有価証券性がない**。

航空運送人 (航空会社) またはその代理人は、AWB に記載された荷受人に対し、AWB と引き換えることなく運送品を引き渡すことにより免責される。

③ 複合運送書類 (Multimodal Transport Documents)

複合運送とは、少なくとも2つ以上の異なる運送手段 (船舶、トラック、鉄道、航空機など) を組み合わせて、始発地から目的地まで、単一の運送人の責

任のもとに、複数の運送人によって運送される貨物運送のことをいう。このような形態で物品が運送されるときに発行される運送書類を複合運送書類 (Multimodal, or Combined Transport Document) という。

運送人には、実際に運送手段を支配・運航している“Actual Carrier (実際運送人)”と、自らは実際に運送することなく、運送契約上の義務のみを負担する“Contracting Carrier (契約運送人, 利用運送事業者)”とがある。一般に、複合運送人は、**利用運送事業者**がこれにあたることが多い。

④ その他の運送書類

信用状統一規則では、運送書類として、上記の船荷証券、航空運送状、複合運送書類のほかに、流通性のない海上運送状(21条)、用船契約船荷証券(22条)、道路、鉄道または内陸水路の運送書類(24条)、クーリエ業者および郵便小包の受領書または郵送証明書(25条)、フレイト・フォワード発行の運送書類(30条)を規定している。

3 保険書類

国際貿易取引において、運送人は種々の免責約款を設け、自己の運送責任の軽減を図っている。そこで、貿易取引の関係者にとっては、運送人が免責となる事項を含め、運送中の貨物について発生する不測の損害をてん補することが必要となる。銀行は、万一輸送中の貨物について船舶の座礁・沈没等により流失しても、積荷について付保してあれば損害がてん補されるため、安心して荷為替手形を買い取ることができる。

積荷保険契約は、損害保険契約の一種であるが、損害保険契約とは、保険者が一定の偶発事故により発生する損害をてん補することを被保険者に約束し、保険契約者が保険料を支払うことによってその効力を生ずる契約である(商法629条)。

保険価額は、信用状に指示がない場合には、少なくとも物品のCIFまたはCIP価額の110%でなければならない(信用状態一規則28条f項)。家屋などの火災保険では、実際の価値以上の超過保険を禁じているが、貿易取引にかかる積荷保険では、当該貨物にかかわる運賃、保険料、諸掛かりなどのコストのほかに、希望利益なども保険価格に加え、保険の目的とすることができることになっている。なお、希望利益の金額は、CIF金額の10%とするのが一般的で

ある。

① 保険契約の当事者

保険契約は、保険を引き受ける保険者（保険会社）、保険契約の申込を行い、保険料を支払うことにより、保険契約上の請求権をもつ保険契約者、および当該保険によって利益を得ることができる被保険者の3者により構成される。貿易取引においては、通常、**保険契約者＝被保険者**であるが、保険契約者＝荷主は、必要に応じて保険金請求権を、銀行等の第三者に保険証券の白地裏書により譲渡することができる。

② インコタームズと保険料の負担者

インコタームズ（INCOTERMS）とは、貿易取引における CIF、FOB 等の取引条件の統一規則であるが、現在使用されている 2000 年改訂版では、13 種類の定型条件が規定されている。このうち、主な取引条件と保険料の負担者の関係は、次のとおりである。

- (1) FOB (Free on board……named port of shipment)……買手（輸入者）は自己の責任において付保する義務がある。
- (2) FCA (Free Carrier……named place)……売手（輸出者）は、物品を指定された輸出地の指定地で、買手（輸入者）の指定した（複合）運送人へ引き渡すことにより義務を履行したことになるので、輸入者が保険料を負担する。
- (3) CFR (Cost and Freight……named port of destination)……売手は、物品を仕向港まで運送するために要する運賃・費用は負担するが、仕向港までの積荷の減失・損傷の危険と費用は負担しない。買手（輸入者）が保険料を負担することになる。従来から利用されてきた、“C & F (Cost and Freight (運賃込条件))” とほぼ同一条件といえる。
- (4) CIF (Cost, Insurance and Freight……named port of destination)……売手が仕向港までの運賃・保険料を負担するものであるが、売手（輸出者）の責任は、輸出地の本船積み込みまでであり、その点から積地売買（輸出地で売買契約が成立するもの）の一種とされている。
- (5) CIP (Carriage and Insurance paid to……named place of destination)……複合運送の CIF といわれるもので、売手が指定された仕向地までの運賃および保険料を負担する。

●図表 1-4 旧 ICC 約款のてん補の範囲

損害の種類	基本条件	FPA 分損不担保	WA 分損担保	A/R 全危険担保
全 損 (海上危険による場合にかぎる)		○	○	○
火災、爆発、船舶などの座礁、沈没、水以外の 他物との衝突による損害		○	○	○
積み込み、荷卸しの際の 1 梱包ごとの全損		○	○	○
救助料、損害防止費用、付帯費用 (担保危険にかかわるものにかぎる)		○	○	○
共同海損		○	○	○
海水濡損		×	○	○
盗難、抜荷（ヌキニ）または不着		△	△	○
不足・漏損		△	△	○
破損・曲損・へこみ損		△	△	○
汚 損		△	△	○
雨・淡水濡損		△	△	○
貨物の固有の欠陥または性質		×	×	×
輸送の遅延		×	×	×
荷造りの不完全		×	×	×

○印：てん補される ×印：てん補されない

△印：てん補されない（ただし、特約によりてん補可）

注意：実際のてん補の可否は、個別ごとの因果関係により、上記の表と異なる場合があります。

③ 保険証券と保険承認状

保険証券（Insurance Policy）は、保険契約の内容を証明する重要な証拠書類であり、保険会社もしくはアンダーライターまたはそれらの代理人によって発行されかつ署名されたとみられるものでなければならない（信用状統一規則 28 条 a 項）。保険承認状（Insurance Certificate）は、保険証券の内容を簡略化したもので、保険金請求の場合は、保険証券と同一の効果を有するものとされている。保険金請求は貿易取引において、いずれの場合も、当初の被保険者である荷主の白地裏書によって所持人からなされる。

●図表 1-5 新 ICC 約款のてん補の範囲

担保危険・損害	基本条件	(A)	(B)	(C)
火災・爆発		○	○	○
船舶・艇(はしけ)の座礁・乗揚げ・沈没・転覆		○	○	○
陸上輸送用具の転覆・脱線		○	○	○
船舶・艇・輸送用具の水以外の他物との衝突・接触		○	○	○
遭難港における貨物の荷卸し		○	○	○
地震・噴火・雷		○	○	×
共同海損犠牲		○	○	○
投 荷		○	○	○
波ざらい		○	○	×
海水・湖水・河川水の船舶・艇・船倉・輸送用具・コンテナ・リフトバン・保管場所への浸入		○	○	×
積み込み、荷卸中の水没、落下による荷造り1個ごとの全損		○	○	×
上記以外のいっさいの危険(ただし、免責条項の適用あり)		○	×	×

○印：てん補される ×印：てん補されない

④ 予定保険契約

FOB, CFR (C & F) その他これに類似の貿易取引条件の場合は、買手が売手からの船積通知 (Shipping Advice) に基づいて付保することになるが、船積通知の遅延・脱漏による無保険状態を回避するため、買手があらかじめ保険会社と予定保険契約を締結することがある。予定保険契約には、**個別予定保険契約**と**包括予定保険契約**とがある。

(1) 個別予定保険契約……個別予定保険では、保険契約者は付保しようとする貨物の数量、保険金額または積載船舶等が未確定の段階で、船積数量・金額等を概算の形で保険会社との間で予定保険契約を締結し、保険会社は保険契約者に(個別) 予定保険証券 (Provisional Policy) を交付する。後日、船積明細が確定した場合には、保険契約者からの確定通知により、保険会社は確定保険証券を発行し、保険契約者に交付する。

(2) 包括予定保険契約……包括予定保険契約では、保険契約者は一定期間、

自己の取扱貨物をもれなく付保することを申し込み、保険会社はこれをすべて引き受けることを約束し、契約が成立する。契約成立の証として、保険会社は Open Contract（特約書）または Open Policy（包括予定保険証券）を発行し、保険契約者に交付する。保険会社は、この保険契約に基づき、保険契約者から確定申込を受けると、確定保険証券または保険承認状を発行することになる。

なお、個別予定保険契約に基づく Provisional Policy や包括予定保険契約に基づく Open Policy が信用状の要求書類となることは、まずないといつてよい（信用状統一規則 28 条 d 項）。

⑤ 保険約款

貨物保険は、「貨物の輸送中の偶然かつ外来的な事故による損害をてん補する保険」である。この保険約款は、イギリスのロンドン保険業者協会（The Institute of London Underwriters）が制定した協会貨物約款（ICC ; Institute Cargo Clauses）によることとされている。ICC 約款には、旧約款である、FPA (Free from Particular Average ; 分損不担保)、WA (With Average ; 分損担保)、A/R (All Risks ; 全危険担保) の 3 つと、新約款 ICC (A)、(B)、(C) の 3 つの、合計 6 種類がある。新旧 6 種類の条件のてん補の範囲を簡単にまとめると図表 1-4、1-5 のとおりとなる。

なお、上記の旧 ICC 約款 All Risks、新 ICC 約款 (A) でもカバーされない、戦争などの危険、ストライキなどによって発生する危険については、別途追加保険料を支払うことによって、協会戦争危険約款（Institute War Clauses）、協会ストライキ約款（Institute Strikes Clauses）を締結することにより、損害を担保することができる。

実務のポイント

- 手形・小切手に関する法律は、ジュネーブ統一法と英米法に二分される。
- 米国払いの小切手に偽造裏書が発見された場合、その小切手は無効とされ、所持人の善意取得も支払人の免責も認められない。
- 手形・小切手の記載事項には、必要的記載事項のほか、有益的記載事項、無益的記載事項、有害的記載事項がある。
- 信用状は、保証状と違い、主債務者が発行銀行であり、独立抽象性、書類取引性をもっている。
- 請求払保証状（Demand Guarantee）は、独立抽象性、書類取引性のある保証状である。
- 確認銀行は、発行銀行とは別個に独立して受益者に支払を確約する。
- 旧 ICC 約款 A/R（All Risks）に対応する新約款は、ICC(A)である。